

海外経済要録

国際機関

◇経済協力開発機構（OECD）21か国会議

7月22、23の両日、経済協力開発機構（OECD）設立に関する第2回21か国会議（OECD加盟18か国、米国、カナダ、および共同市場代表）がパリで開催された。

OECDの設立についてはさる5月の21か国会議で、世界的視野に立ったいわゆる4賢人案（35年5月号要録参照）と欧州中心的構想によるスイス案との対立から結論を得ず、以来各国で検討が続けられていたが、今回の会議で、次の事項が決定された。

(1) 準備委員会設置——OECD条約案の起草および従来のOECDの諸活動を調査し、そのうち新機構に残すものを検討することを任務とする準備委員会を設置する。委員会は11月10日までに報告を作成する。

なお委員会の長としては、デンマークのクリステンセン元蔵相を任命、同氏はOECD発足後はその事務総長となる。

(2) 貿易問題——OECDの中に貿易委員会を設置する。同委員会は世界の自由な貿易態勢の維持発展、各国国際収支の均衡とくに留意し、一般通商政策を検討することを任務とするが、さらに共同市場と自由貿易連合との関係調整問題をも扱うものとする。

なおOECDにおいてはOECD自由化コードは採用されない。

(3) 後進国援助問題——21か国は新機構の主目的の一つは後進国援助にあることを確認し、OECDの中に開発援助委員会（DAC）を設立する。同委員会は現在の後進国開発援助グループ（DAG）の機能を引き継ぐこととなる。

以上今回の会議の決定はOECDの機能をそのまま維持し、貿易問題に重点を置かんとするスイスなど小国グループの意向と、後進国援助問題を重視する米国、フランスなど大国の態度を調整したものであるが、これにより新機構の概要はおそくとも11月10日までは固まることとなったわけで、明年上半期中に各国の批准を終わり、9月には発足の運びとなるものとみられている。

米州諸国

◇米国、公定歩合引上げ

ニューヨーク、クリーヴランド、リッチモンドおよびカンサスシティの4連銀は8月11日それぞれの公定歩合を現行の3½%から½%引き下げて3%とし、12日より実施する旨発表した。今回の引き下げに関し、連銀当局筋ではこれが従来の市中金利低落、とくに財務省証券利回りが2¼%前後の水準に推移していることにかんがみ実施した技術的措置と説明している。

◇米国、支払準備率引下げ

連邦準備制度理事会では8月8日加盟銀行における手元現金の支払準備算入率の引上げおよび支払準備率の引下げに関し、次の措置を講ずる旨発表した。これにより総計約6億ドルの準備が解放されるものと推定されている。

1. 手元現金の支払準備算入率引上げ

(1) 地方銀行については、8月25日から、手元現金のうち要求払預金の2½%（現行4%）をこえる部分を所要準備に算入しうることとする。

(2) 準備市および中央準備市所在の銀行については9月1日から、手元現金のうち要求払預金の1%（現行2%）をこえる部分を所要準備に算入しうることとする。(1)(2)により解放される準備額は約4.8億ドル。

2. 支払準備率の引下げ

中央準備市所在の銀行の支払準備率を9月1日から17½%（現行18%）へ引き下げる。これにより解放される準備額は約1.25億ドル。

連銀当局では今回の措置を秋季資金需要増大期に対処するためのものとし、同時に、支払準備制度の改正を行なった1959年夏の連邦準備法改正との関連において、手元現金の準備算入部分の引上げは昨年未定められた現行水準が低すぎる状態にあるのを是正すること、また中央準備市所在銀行の準備率引下げはその制度的区分廃止を明後年に控え準備市所在銀行の準備率に適宜近づけておく必要があることなどの事情をも指摘している（昭和34年9月、12月号要録参照）。もっとも市場筋では、景気の現況に照らし連銀がこれにより若干の金融緩和を図りつつあるものとの見方が行なわれており、とくにこれが

頃来公開市場金利の低下にもかかわらず依然5%の高水準にあるプライム・レートの引下げに影響を及ぼすものと予想されている。

◇米国、株式証拠金率引下げ

連邦準備制度理事会では7月27日株式証拠金率（マージン・リクワイアメント）を現行の90%から70%へ引き下げ、これを28日から実施する旨発表した。

90%という高率の証拠金率は前回の景気後退よりの回復期にあった1958年10月以来維持されてきたものである。連銀当局では引下げの理由として、頃来一般にインフレ気構えが薄らぎ株式信用残高も一時に比べ若干減少した水準で安定していること、したがって当面株式市場において投機的な信用の濫用を惹起する恐れがないことなどをあげ、とくにこれが金融政策一般の変更を意味するものでない旨付言している。これに対し市場筋ではかねて要望してきたところとこれを歓迎しつつも、同時にその市場への影響はさほど大きくないとし、ちかちかいつそうの引下げ（50%見当へ）の実施されることを希望する向きが多い。

なお、株式信用残高はさる6月末約42億ドルで、これに対し最近のピークの1959年4月末には48億ドル、前回引上げ直前の58年9月末には44億ドルであった。他方、ダウ工業株価の30種平均は年初1月5日の685.47ドルをピークに大きく波動しつつ下降、3月初めおよび5月初めの両度にわたり600ドルの大台を割って599ドルの線に落ち込んだ。最近では6月上旬650ドル台まで回復の後漸落、7月下旬601ドルまで下げたが、証拠金率引下げを好感して若干回復し、8月上旬にはおおむね610ドル台に推移している。

◇米国、8月の国債借換と財務省の新政策

財務省では8月15日104億ドルの国債借換を成功裡に遂行したが、これに際し新債の応募を旧債の保有者に限るという従来方式を取りやめ、旧債保有の有無にかかわらず自由に新債の応募を認めるという新しい国債管理方式を採用して注目された。

1. 借換の内容

今回の借換の対象となった旧債は8月15日満期到来の4%中期債96億ドルおよび8月23日満期到来の連邦全国抵当組合（FNMA）3%債券8億ドルの計104億ドルで、これに対し新債として3%8年物長期債および3%11.5ヵ月物債務証券が売り出された。応募の受付は8月1、2両日に行なわれたが、長期債51.8億ドル、債務証券173.8億ドルに上る好調ぶり、うち前者

12.5億ドル、後者77.5億ドル、計90億ドルが受理された。旧債残高と新債発行額との差額14億ドルは現金をもって償還されることとなったが、これはさる6月末に終わった1960年度連邦予算の黒字が10.7億ドルと予想以上に上ったため可能となったものである。

これと関連して前記FNMA債は、1958年初頭、国債残高が法定最高限度に近づき財政資金調達に苦慮した財務省が、政府機関であるFNMAの債券が法定限度外にあることを利してこれを発行したものである。また新債のうち長期債はさる6月23日、期限前借換の一部として3.2億ドル発行されたものの追加発行であるが、当時むしろ不評であったこの長期債に今回多額の応募があったことは、新旧両債の金利差とともに頃来の国債市場の変化、金利低下傾向を反映したものと興味深い。このような金利低下傾向から96億ドルに上る国債利子予算の節約に早くも明るい見通しがたてられている。

2. 国債管理の新方式

今回の借換は前記のとおり新債に対する応募を旧債保有者に限らず広く自由に認めることとし、新債発行の代り金で旧債を償還するという形をとって行なわれた。これはいわゆる旧債保有者の新債応募権の否定であって、1958年夏の国債市場動揺を機として着手された国債管理方式改善への動きの一環をなすものである。

このような新方式採用の意義は国債借換をめぐる投機の発生を未然に防止し、金融市場に重要な地位を占める国債市場の健全な発展を維持することにある。これまで借換新債の応募が旧債保有者にのみ与えられていた結果、金利の先行き低下傾向により新債に価格騰貴の利益が予想されることき場合、新債入手のため借換に先立ち市場において旧債が買い進められ、旧債価格の不当な上昇を通じ国債市場の秩序が乱されることがあり、1958年夏の市場の変動はまさしくこのような投機の進行に発したものであった。

なお実際の手続としては、旧債の保有者は新債の応募に際しその頭金払込および割当を受けた場合の代り金支払について、現金にかえて旧債をその額面価額をもって充当することが認められている。

◇ジャマイカにおける中央銀行設立

キューバの南方カリブ海上にある英領西インド諸島の島ジャマイカ（面積は12千平方kmでキューバの約1/4、人口158万人）では、さきに中央銀行設立法案が議会上程されていたが、5月13日に議会を通過し、同諸島ではじめて中央銀行（資本金1億ポンドの予定）の設立をみるに至った。

ジャマイカにおける中央銀行の設立に関しては、おもに次の諸因が働いたものとみられる。

- (1) ジャマイカを含む英領西インド諸島では戦後その他後進地域にみられるごとく政治的独立、経済的自立の動きに刺激され、英領西インド連邦を形成（1958年1月）する一方、モノカルチャー経済を脱却し経済開発を促進するため、まず中央銀行を設立し金融制度を整備しようとする要請が強まったこと。
- (2) ジャマイカはスターリング地域に属し西インド諸島中最も経済の発達した島であるが、同島ではいまだジャマイカ政府発行の紙幣のほか、英ポンド通貨が流通している状態であり、今後対外信用を高め、外資導入を促進するためには、国内流通通貨の統一を図り、通貨価値の安定を維持する必要があること。
- (3) 近年農業生産の増大、その他産業開発の進捗、貿易の増加を背景として、商業銀行活動がようやく軌道に乗りだしたこと。

なお同行の初代総裁には英蘭銀行の Stanley W. Payton 顧問が就任の予定である。

欧 州 諸 国

◇英蘭銀行の1960年年次報告

英蘭銀行は7月12日、1960年年次報告（本年2月末に終わる1年間を対象）を発表した。本年は従来の形式を破り、はじめて資本および金融市場、国際金融情勢、英蘭銀行勘定および要録の3章と付属統計についてこの1年間の経済金融情勢を概観し、金融政策の展開とその理由について論じている。これは年次報告の序文にも述べているごとく、ラドクリフ報告の批判に答え広報活動の充実を期するものであり、同行の長い間の伝統を破るものとして注目される。同行は広報活動充実の第2次計画として、四季報第1号の発行を本年末に予定している。1960年年次報告中注目される点は次のとおりである。

- (1) 国内金融政策については、対象期間が本年2月末のため、3月以降の動向とくに特別預金制度については触れていないが、1月の公定歩合引上げにもかかわらず、年度末に向かって過熱の方向に進んだことを指摘し、かかる状態は財政支出が年々増大することにもその一因があり、引締め効果をあげるためには財政および金融政策が正しいバランスを保たねばならないという問題を提起していることが注目される。
- (2) 国際金融情勢については、交換性回復以来のロンドン為替市場の取引増大と資金の移動が多くなった点を指摘し、最近増加を示している外国通貨預金すなわ

ちいわゆるユーロ・ダラーについてはじめて公式的に言及した点が注目され、そのほか国際金融機関との関係および後進国援助問題についても触れている。

◇西ドイツ・ブンデスバンクの新方式による公開市場操作

ブンデスバンクは8月5日、国債引受シンデケートとの会談により、次の方式により売オペレーションを実施する旨決定した。

- (1) ブンデスバンクは銀行の流動性吸収の目的で、10億マルクの大蔵省証券（平衡請求権と交換したもの）をシンデケート銀行に売却する。銀行はこの証券を2年間保有する。
- (2) この証券は原則として売買を禁止し、特別の場合にはブンデスバンクが期限前買戻しを行なう。
- (3) 半額の5億マルクを8月20日から9月20日までの間に、5.5%の金利で売却する。残りの5億マルクの実行はあらためてシンデケート銀行と話し合いの上決定する。

今回の方式と従来のオペレーションとの相違点は、シンデケート銀行（約70行）に対する割当発行の方式をとったこと、証券の売買禁止を規定したことの2点にあり、かなり変則的な流動性吸収措置といえよう。

本措置に関する構想は、すでに6月23日、ブレッシグ・ブンデスバンク総裁のケルン農協大会における演説中に示唆されていたものであり、当初は発行代り金をもって外債の期限前償還に充て、国内金融の引締めと国際均衡への寄与との一石二鳥をねらったものであったが、外債の期限前償還は後進国援助に対する関心の高まっている昨今の国際情勢から必ずしも望ましくないとする政府の態度により、取りやめとなった。また市銀側の反対意見として、本方式の強制的性格や適正な割当基準決定の困難、さらには将来赤字公債発行の場合、悪例を残すことなどの諸点が指摘されたが、結局無利子の支払準備率引上げよりは好ましいという理由から、引受が決まった模様である。

ブンデスバンクの昨秋以来5回にわたる支払準備率の引上げにもかかわらず、国際収支の黒字に基づく銀行への流動性流入が多額に上っているため、銀行貸出は依然かなりの増勢を示しているが、これ以上支払準備制度に依存することは、中小金融機関の採算面からも困難な状況であり、また従来の方式による公開市場操作も金利をかなり引き上げない限り十分な資金吸収を行ないえないため己むをえざる措置として今回の方式が採用されたものと考えられる。

◇西ドイツ・ブンデスバンクの世銀債引受

ブンデスバンクは7月13日、近く世銀債240百万ドルを引き受ける旨を発表した。

240百万ドル中120百万ドルは米ドル建、残額はマルク建(500百万マルク)で、期限は7ヵ年据置、5ヵ年賦払償還(最長12年)、利率は4.5%である。

240百万ドルという金額は、1947年に米国が行なった引受額(250百万ドル)に次ぐ、世銀始まって以来2番目の大規模なものであり、また長期物であるにもかかわらず、金利が公定歩合を下回る低水準である点から画期的なものということができよう。過去3ヵ年における世銀の世界各国からの借款総額は、今回の分をも含めて13億ドルに上るが、このうち西ドイツは約7億ドルを負担したこととなり、西ドイツの世銀に対する寄与はきわめて大きい。

巨額の国際収支黒字が、諸外国の非難的となっている現在の西ドイツにとって、資本輸出の促進が急務であることはいうまでもないが、国内金融逼迫のため、民間の資本輸出に大きな期待をかけえない現状では、結局政府、中央銀行による資本輸出を増加させるほかなく、今回の引受もそうした観点に基づくものと考えられる。

◇オランダ銀行の支払準備率引上げ

オランダ銀行は7月19日、支払準備率を7%から8%へ引き上げ22日から実施する旨を発表した。

今回の措置は①昨年11月の公定歩合引上げ(2.75→3.5%)による景気過熱予防策にもかかわらず、国内の消費・投資需要は依然として増勢をたどり、5月の生産は前年同期を16%上回り、一部に労働力の不足(6月末失業者数32千人、59年末76千人)が露呈するとともに、賃金・物価の上昇傾向が問題化しつつあること、②6月末の金・外貨準備は14.3億ドルと貿易外収支とくに運輸収入の好調から年初来さらに1億ドルを増加、市中の流動性がとみに増大しつつあること、などからさる7月中旬のOEECの経済報告の線に添って過剰流動性の吸収により国内景気の行き過ぎ抑制をねらったものと考えられる。

なお、今回の措置により540百万フローリン(従来、480百万フローリン)が凍結されることとなるが、オランダ銀行筋はかかる市中流動性の吸収には現在の準備制度では必ずしも満足すべき効果が得られないとして新たな特別準備制度を検討中と言われる。

◇ベルギー中央銀行の公定歩合引上げ

ベルギー中央銀行は8月3日、公定歩合を1%引き上げ5%とし、4日から実施する旨を発表した。同国の公定

歩合が5%という高水準に達したのは実に30年ぶりであるが、今回の引上げの背景は次のとおりである。

(1) ベルギー中央銀行は昨年12月公定歩合を3 $\frac{3}{4}$ %から4%へ引き上げ景気過熱の予防と海外との金利差の縮小を図ったが、その後経済は安定成長をたどる一方貿易収支もほぼ均衡(本年上半期の輸出19億ドル、輸入19.6億ドル、貿易赤字60百万ドル、前年同期赤字86百万ドル)し、資本の還流もあって6月末金・外貨準備は1,347百万ドルと年初来125百万ドルの増加を示していた。しかし、7月に至りコンゴ暴動に伴う政情不安から資本逃避が発生し、また英国・西ドイツの公定歩合引上げによる海外との金利差も拡大していることから、最近短期資金の流出を主因に金・外貨準備は急減傾向(7月第2・第3週中に約70百万ドルの減少と伝えられる)を示し、7月末金・外貨準備残高は1,272百万ドルと昨年末とほぼ同水準にまで減少するに至った(もっとも、ベルギーの比例準備制度に基づく金準備率は目下のところ48%と法定の33 $\frac{1}{2}$ %を上回っている)。またこれに伴ない、ベルギーフランの為替相場もコンゴの動乱以後軟化傾向を示しているもので、これらの情勢に対処するため防衛策を講ずることが必要となったわけである。

(2) 国内景気は引続き拡大傾向にあり、5月の鉱工業生産指数(1953=100)は石炭・繊維部門の停滞にもかかわらず124.8と前年同期を9%上回り、前回のピークと同率の上昇を示しているが、物価は比較的安定(卸小売とも5月までに昨年末比1%程度の微落)し、労働力不足もなく目下のところ過熱傾向はみられず着実な発展をたどっている。

なお、市中金利は預金・貸出金利とも公定歩合の引上げに追従してそれぞれおおむね1%方引き上げられた。

◇ソ連1960年上半年経済計画遂行実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局の7月13日の発表によれば1960年上半年の計画遂行実績は次表のとおりである。

工業部門別増加率

	1960年上半年 増加率 (59年同期比増)	1959年上半年 増加率 (58年同期比増)
鉄・非鉄冶金	10%	9%
燃料・エネルギー工業	9	9
機械製作・金属加工	17	15
化学・ゴム工業	11	11
建設資材工業	18	25
森林・製紙・木材加工工業	7	9
軽工業	9	7
食料品工業	5	13

主要物資生産高・増加率

		1960年上半期 生産高	1959年同期 高比	増 %
鉄	鉄(百万トン)	22.9	9	
鉄	鋼(")	32.0	9	
庄	延鋼(")	25.2	9	
鋼	管(")	2.8	11	
鉄	鉱石(")	51.7	12	
石	油(")	70.7	15	
ガ	ス(+億 m ³)	22.5	29	
石	炭(百万トン)	257	2	
電	力(+億KWH)	142	11	
人造・合成繊維	(千トン)	99.6	13	
テ	レビ(千台)	796	36	
冷	蔵庫(")	256	19	
洗	たく機(")	453	36	
	肉(百万トン)	1.4	17	
バター・乳製品	(")	11	0.2	
	(ミルク換算)			

ア ジ ア 諸 国

◇インドの第3次5か年計画面案発表

インド政府計画委員会は、7月6日、第3次5か年計画(1961年4月から実施)の草案を発表した。この計画は、今後さらに部門別の生産目標などにつき検討され、明年1月の議会で最終決定をみる予定である。同案によれば、第3次5か年計画の純投資額は1,020億ルピー(214億ドル)で現行第2次5か年計画の約1.5倍に達している。その特徴は、第1次5か年計画が、農業生産の増強を中心とした灌漑と発電、第2次5か年計画が鉄鋼をはじめとした工業と運輸中心の計画であったのに対し、第3次5か年計画は、食糧生産の増大とあわせて機械工業に重点がおかれていることである。もっとも、総投資(1,020億ルピー)のうち、政府・民間部門の投資割合はそれぞれ61%(620億ルピー)、39%(400億ルピー)となっており、このうち政府部門は農業投資に最も重点がおかれ、工鉱業、電力がこれに次いでいるが(第1表参照)、民間部門では工業投資に重点がおかれているため、全体としては、依然工業重点計画であるといえよう。

かくて、第3次5か年計画の課題は、①食糧生産を75百万トン(第2次5か年計画期末の達成見込み)から100~150百万トンに増産し、食糧自給化を達成すること、②向こう10年間に鉄鋼、電力、機械工業など基礎産業を拡充し、経済自立を達成すること、③雇用機会を拡大(1,350万人の雇用増)を図ること、④国民所得を年間5%以上(5年間に30%)引き上げること、などにお

かれている。

次に、政府の開発資金調達計画では、所要開発計画支出725億ルピー(純投資620億ルピーのほか、経常勘定支出105億ルピーを含む)のうち、税金の自然増35億ルピー、増税165億ルピー、海外援助の220億ルピー(46.2億ドル)などに多くを依存している。この税金の増加は国民所得の増大に仰がねばならないが、従来の実績からみて容易なことでないと思われる、さらに、海外援助流入の成否が将来の計画達成のかぎとみられているが、かかる多額な援助の獲得には多くの困難が伴うものとみられる。

(第1表) 第3次5か年計画の政府部門投資計画

(単位・億ルピー)				
区 分	第3次 計 画	投 資 割 合	第2次 計 画	投 資 割 合
農業および小規模灌漑	62.5	8.6%	32.0	6.9%
農村開発、協同組合	40.0	5.5	21.0	4.6
大・中規模灌漑	65.0	9.0	45.0	9.8
(小計)	(167.5)	(23.1)	(98.0)	(21.3)
電力	92.5	12.8	41.0	8.9
村落工業、小規模工業	25.0	3.4	18.0	3.9
鉱工業	150.0	20.7	88.0	19.1
運輸・通信	145.0	20.0	129.0	28.1
(小計)	(412.5)	(56.9)	(276.0)	(60.0)
社会サービス	125.0	17.2	86.0	18.7
その他	20.0	2.8	—	—
合 計	725.0	100.0	460.0	100.0

(注) 第3次計画の投資額は、純投資620億ルピーのほか経常勘定支出105億ルピーを含む。

(第2表)

第3次5か年計画の政府部門資金調達計画

(単位・百万ルピー)			
区 分	第3次 計 画	第2次 計 画	差引増減
経常歳入	3,500	-1,000	4,500
鉄道からの繰入金	1,500	1,500	—
政府企業剰余	4,400	—	4,400
市中借入	8,500	8,000	500
小額貯蓄	5,500	3,800	1,700
その他資本収入	5,100	2,130	2,970
増税および政府企業徴 剰余の追	16,500	10,000	6,500
海外援助	22,000	9,820	12,180
赤字財政	5,500	11,750	-6,250
計	72,500	46,000	26,500

(注) インド連邦予算によれば第2次5か年計画支出は下記のとおりで、総額476億ルピーになるが、実際上はこれを下回ることになるとみられる。

	百万ルピー		百万ルピー
1956 ~ 57年度	6,390	59 ~ 60年度	11,210
57 ~ 58 "	8,460	60 ~ 61 "	11,740
58 ~ 59 "	9,810	合計	47,610

◇マラヤ連邦の中共繊維製品に対する輸入禁止措置

マラヤ連邦政府は、7月19日、中共原産繊維製品6品目（主として綿製品）の輸入を20日以降禁止した。同国では、すでに一昨年10月以降、4品目の中共原産綿製品の輸入禁止を実施してきているので、今回の措置により、中共からの綿製品輸入は今後はほぼ全面的に制限されることとなろうが、その措置は連邦内の織物工業を保護するためにとられたものと言われる。なお、昨年中のマラヤ連邦の中共綿布輸入額はシンガポール経由分を含め3.7百万米ドルで、綿布輸入総額の約2割となっている。

◇タイの投資保護法案

タイ政府はかねて工業投資保護に関する法律の制定を検討中であったが、このほど成案を得、議会に提出した。

タイでは工業投資の保護育成については、1954年に制定された工業奨励法が基本法となっており、また58年10月の革命後は、とくに外資保護を明確化した「工業促進に関する臨時措置令」が施行され、今日に至っている。

今回政府が新たに工業投資の保護法案制定を意図した理由は、①上記臨時措置令を法制化し、外資を含む工業投資の保護奨励に関する法律を整備すること（したがって内容そのものは従来の措置と比べて大幅な変更はない）、②従来の投資委員会を改組して投資審査会とし、その機能、権限を強化すること、の2点にあるものとみられる。

同法案の骨子は次のとおりである。

(1) 投資保証

イ. 政府は、保護特恵措置を認めた民間企業と商業上競合関係に立つ企業の経営は行なわない。

ロ. 政府はかかる民間企業を没収しない（本措置には例外規定を設けない）。

(2) 保護特恵を与えられた企業の受益規定

イ. 投資審査会によって許可された機械、設備の輸入については、当初2年間、輸入税を免除される。

ロ. 事業収益に対しては、当初2年間、所得税を免除される。ただし既存事業の拡張のため保護特恵を与えられた企業については適用されない。

ハ. 外資による企業（従来の工業奨励法適用業種に限る）は、投資元本および利潤を送金することがで

きる。また、利潤送金については、事前に配当税が賦課されるほかは、利益送金税（15%）は免除される。

しかし、タイの国際収支や外貨事情が悪化した場合、タイランド銀行は随時、かかる送金を停止または制限することができる。

ニ. 事業の運営に必要な外国人専門家（技術者、化学者など）を随時タイ国内に招聘し、雇用することができる。

ホ. 製品の輸出は、タイ経済に支障のないかぎり原則として許可され、かつ一定期間、輸出税を減免される。

ヘ. 事業経営に必要な原材料の輸入税は品目により一定期間減免される。

(3) 投資審査会の新設

従来の投資委員会を改組して新たに投資審査会を設置し、その機構を次のとおり強化する。

イ. 審査会を独立の政府機関とする（従来の委員会は総理府直轄による総理大臣の諮問機関）。

ロ. 審査会委員を、タイランド銀行総裁以下、関係各省次官級など12名とし、工業大臣を会長とする（従来は、次官級の委員は2名、またタイランド銀行総裁は委員になっていない）。

ハ. 審査会の執行機関として実行委員会を設置する（従来は下部機構なし）。

◇台湾における自由為替相場の適用範囲拡大

台湾では民間の貿易ならびに貿易外取引のうち被仕向送金および旅行者外貨の売買は、台湾銀行から交付される外国為替取組証を売買する形をとっており、その適用相場は現在、自由相場となっているが、7月1日以降政府貿易と政府および一般の仕向送金についても外国為替取組証の売買を通じ自由相場が適用されることとなった。

政府が取得した外国為替（外国為替取組証）を売却する場合は、台湾糖業公司にこれを委託することとなっている。

今回の措置により台湾の公定相場は事実上廃止され、したがって同国の対外相場は1割強方切り下げられることとなったが、政府輸入貿易の適用相場が自由相場に切り替えられたことは、同国の国内経済に対する影響も少なくなく、とくに4月以降漸落気味の物価の先行きが注目される。